

経済要録

国内

◆日本銀行、「物価に関する研究会」の開催について公表

日本銀行は、2月6日、「物価に関する研究会」の開催について、以下のとおり公表した。

「物価に関する研究会」の開催

平成13年2月6日
日本銀行

日本銀行は、昨年10月13日に公表した「『物価の安定』についての考え方」と題する報告書において、物価を巡る諸問題について継続的に検討を深める方針を明らかにしておりますが、そうした検討活動の一環として、「物価に関する研究会」を開催することいたしました。

(参考) 「『物価の安定』についての考え方」の序文から抜粋

「もとより、「物価の安定」を巡る問題は複雑かつ多岐にわたる。また、経済理論上も解決されていない論点や物価指数作成上の課題も多い。さらに、現在、経済の大きな構造変化が進行中であるだけに、上記の問題に対する答も、今後の経済環境の展開に応じて徐々に変化していくことが予想される。したがって日本銀行としては、この報告書の一つのステップとして、「物価の安定」を巡る諸問題について今後とも引き続き検討を深めていく方針である。」

本研究会は、日本銀行の関連部署だけでなく、学者、官庁関係者、市場関係者、統計実務者、流通関係者など外部の方にも参加していただき、金融政策運営との関係等も含めて物価を巡る様々な論点について幅広く討議し、相互に理解を深めることを主たる目的とするものです。

本年4月19日(木)に第1回を開催し、その後秋頃までに、全体で3回ほど開催する予定です。各回の暫定的なテーマは次のとおりです。

- 第1回 物価指数を巡る諸問題
- 第2回 物価の下落と経済活動
- 第3回 物価の安定を巡る不確実性と金融政策

なお、幅広い参加者間の相互理解を狙いとする会合の性格上、研究会としての報告書や提言の取りまとめは想定していませんが、提出された論文は原則として公開し、討議の概要についても日本銀行のホームページ等に掲載する予定です。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」および「流動性供給方法の改善策および公定歩合の引き下げについて」を公表

日本銀行は、2月9日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外表を行ったほか、流動性供給方法の改善策を講

ずるとともに、公定歩合を引き下げることとし、別添2のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、2月13日に公表した。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

(別添1)

当面の金融政策運営について

平成13年2月9日
日 本 銀 行

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

(別添2)

流動性供給方法の改善策および公定歩合の引き下げについて

平成13年2月9日
日 本 銀 行

1. 日本銀行は、本日開催された政策委員会・

金融政策決定会合において、金融市場に対する流動性供給方法の改善策を講ずるとともに、公定歩合を0.15%引き下げ、年0.35%とすることを決定した。

(1) 流動性供給方法の改善策

(i) 公定歩合により受動的に実行する貸出制度の新設

現在の金融市場調節の枠組みでは、金融市場への流動性供給は専ら日本銀行がオファーするオペを通じて行われているが、今回、これに加えて、日本銀行が予め明確に定めた条件に基づき、取引先からの借入申込みを受けて受動的に貸出を実行する制度（いわゆる「ロンバート型貸出」制度）を新設することとし、3月実施に向けて具体的準備を進める。

(ii) 短期国債買い切りオペの積極活用

市場に返済圧力がかからない形で短期の流動性供給を行う観点から、短期国債買い切りオペを積極的に活用する。

(iii) 手形オペ（全店買入）導入の具体化

比較的長めの短期資金を地方所在の金融機関を含めて幅広く安定的に供給していく体制を整備する観点から、既に導入方針を決定している手形オペ（全店買入）について、本年7月までに実施に移すべくさらに準備作業を急ぐこととし、3月中にオペ対象先選定手続を開始する。

(2) 公定歩合の引き下げ

公定歩合を0.15%引き下げ、年0.35%とし、2月13日より実施する。上記(i)の新たな貸出制度は短期市場金利の安定化効果を持つと期待されるが、公定歩合の引き下げ

は、その効果を一層高めると考えられる。

2. 今回の措置は、最近における内外経済情勢や金融資本市場の動向を踏まえ、金融市場調節の柔軟性を高めるとともに、幅広く安定的に資金供給を行い、金融面から景気回復を支援する力を強化する観点から、実施することとしたものである。また、日々の金融市場調

節面でも、期末に向けて潤沢に流動性を供給していく方針である。

3. 日本銀行としては、こうした施策を進めることにより、金融市場の円滑な機能の維持と安定性の確保に万全を期し、引き続き、金融面から景気回復を支援していく方針である。

ロンバート型貸出の骨子

目的	金融調節の一層の円滑化の観点から、日本銀行が予め明確に定めた条件に基づき、取引先からの借入申込みを受けて受動的に実行する貸付けを導入し、金融市場の円滑な機能の維持と安定性の確保を図ること
貸付先	信用力が十分な取引先（銀行等のほか、証券会社、短資業者、証券金融会社を含む）
貸付店	業務局または支店
貸付金利	基準貸付利率（公定歩合） —— ただし、一定の日数を超える頻繁な利用先には高レートを適用
貸付期間	オーバーナイト —— 一定の日数まで基準貸付利率によるロール・オーバーを認める
担保	本行適格担保
実行方法	取引先からの申込みを受けて、受動的に貸付けを実行する
例外的取扱い	特に必要と認められる場合には、日本銀行は貸付けの拒絶や貸付金額の制限などを行うことができる

◆日本銀行、「本年3月の国債の利払日における日銀ネットのオンライン入力開始時刻等に関する通知について」を公表

日本銀行は、2月16日、本年3月の国債の利払日（3月21日）において日銀ネットのオンライン入力開始時刻の繰上げ等を実施することとし、当座勘定取引先、日銀ネット国債系オンライン利用先等に連絡するとともに、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載した。そ

の内容は以下のとおり。

本年3月の国債の利払日における日銀ネットのオンライン入力開始時刻等に関する通知について

平成13年2月16日
日本銀行

日本銀行当座預金決済および国債決済のRT

GS化は、関係者のご尽力のおかげをもちまして、本年1月4日、無事に実施することができました。これまで事務・システム面での大きなトラブルはなく、円滑に決済が行われております。

さて、例年、3月、6月、9月および12月（以下「利払集中月」といいます。）の国債の利払日（以下単に「利払日」といいます。）におきましては、既発債を中心に国債の決済件数が大幅に増加する傾向がみられます。たとえば、昨年3月の利払日における国債決済件数は、利払日以外の日の約4倍に上っており、利払集中月以外の月の利払日に比べても約4～5割多くなっています。

本年の利払集中月における利払日においても、国債決済件数は例年同様大幅に増加する可能性が高いとみられますが、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）はこれに対応するだけの十分な処理能力を備えておりますし、また、各取引先等におかれても十分なシステム・事務面での準備を整えられているものと拝察します。ただ、3月21日はなにぶんRTGS化実施後初めての利払集中月における利払日となることもあり、円滑な決済の確保に万全を期す観点から、念のため、日銀ネットの稼働時間を延ばし、事務の時間的制約を緩和することが望ましいものと考えます。

こうした趣旨から、日本銀行では、本年3月21日において、次の措置を講じることとしました。

1. 日銀ネットのオンライン入力開始時刻^(注)を午前8時とし、通常午前9時からオンライン入力を行うことのできるすべての電文について、オンライン入力を行うことを可能とする

こと。

2. 日銀ネットの外国為替円決済制度関係事務のNET CREDIT LIMIT（ネット受取限度額）電文の初回の入力時間帯（午前8時30分から同8時45分）を午前7時30分から同7時45分とすること。
3. 以下に掲げる書面を午前8時より受け付けることとすること。
 - (1) 当座勘定振替依頼書
 - (2) 国債振替決済振替指図書
 - (3) 国債振替決済寄託書（登録国債による寄託）
 - (4) 国債振替決済返還請求書（登録国債による返還）
 - (5) 国債登録変更請求書
 - (6) 質権関係登録請求書
 - (7) 担保差入証書（振込国債）
 - (8) 担保差入証書（登録国債）
 - (9) 担保返戻依頼書（振込国債）
 - (10) 担保返戻依頼書（登録国債）

(注) オンライン入力締切時刻については変更ありません。すなわち、本年3月21日は利付国債の発行日に当たりますので、国債入力締切時刻は午後6時、5時同時処理にかかる入力締切時刻は午後6時30分です。

今回のオンライン入力開始時刻の繰上げは、すべての日銀ネットの利用先に、午前8時に一斉に開局して頂くことをお願いするものではありません。各取引先等のご事情により、午前8時から同9時までの間に随時開局頂ければ結構です。この点、午前8時に開局して頂いた利用先が日銀ネットへの付記電文付振替依頼の入力

を行った場合において、振替金受取人が日銀ネットの開局を行っていないときは、当該入力エラーとなりますので十分注意して下さい。

なお、本年6月以降の利払集中月における利払日の日銀ネットの入力開始時刻等につきましては、本年3月21日の決済状況等を踏まえて決定することとしましたので、申し添えます。

◆日本銀行、第2回決済システムフォーラムの議事の概要を公表

日本銀行は、2月23日、去る2月21日に開催した第2回決済システムフォーラムの議事の概要を公表した。その内容は以下のとおり。

第2回決済システムフォーラムの議事の概要

平成13年2月23日
日本銀行

I. RTGS化後の日本銀行当座預金決済および国債決済の状況¹

1 会合における配布資料は、「RTGS化後の日本銀行当座預金決済および国債決済の状況」（平成13年2月21日）（日本銀行ホームページ <http://www.boj.or.jp/>）をご参照下さい。

1. 事務局説明

(1) RTGS化後の決済状況

○ RTGS化実施後これまで、当座預金決済、国債決済ともに、決済は円滑に進捗。

この間、市場取引のボリュームも着実に回復。日中コール取引、T+0レポ取引等の新しい取引も徐々に増加している。また、年末年始にかけ一時高止まりした一部の市場金利も、落ち着きを示している。

(2) 当座預金決済および国債決済等の特徴点

(a) 当座預金決済（国債DVP等を除く一般的な当座預金振替）

- 決済件数は、1月半ば以降、RTGS実施前の水準を回復している。一方、決済金額は、市場慣行変更²の影響からRTGS実施前に比べ大幅に減少。
- 朝方2時間で約7割の決済が完了。

(b) 国債決済

- 国債DVP決済件数は、1月下旬以降、RTGS実施前の水準を上回って推移。決済円滑化のための市場慣行導入（決済単位の小口化）が影響。
- 一方、国債DVP決済金額は、2月入り後、前年比9割程度の水準まで回復。決済金額の前年比減少には、バイラテラル・ネットィングの普及も影響。
- 決済所要時間は、1件当たり約10分で安定的に推移。
- 朝方2時間で国債（既発債）DVP決済の9割以上が完了。

(c) 当座貸越

- 日本銀行による日中当座貸越は、午前10時前後にピークを迎えている。日中当座貸越のピーク時残高は11～14兆円程度。

(d) 国債決済の不処理

- 1月中の国債決済不処理の発生率は0.1%と、ランニングテスト時対比僅少にとどまった。

2 コール取引における決済方法の変更（短資口座経由決済の廃止）、バイラテラル・ネットィングの導入等。

2. 出席者からの発言要旨

○ 市場参加者で構成する短期金融市場取引活

性化研究会では、RTGS化に対応すべく、資金決済に関する新しい市場慣行について取り纏めを行った。昨年行われた総合運転試験の段階では不慣れな面もみられたが、RTGS移行後は全体として極めて順調に定着しつつあると評価している。今後とも、同研究会が中心となって、レビューを続けていく方針である。

- 東京証券取引所では、RTGS移行後の現物国債にかかる取引所決済について、会員による事務ミスも皆無となるなど順調に行われているとみている。3月21日については、10年利付国債の発行日であるとともに、移行後初の国債先物取引の受渡決済日となるため、注意が必要と考えている。

II. 新内国為替制度について（東京銀行協会事務システム部矢部部長より説明）³

3 会合における配布資料は、「新内国為替制度について」（平成13年2月21日）（日本銀行ホームページ <http://www.boj.or.jp/>）をご参照下さい。

- 東京銀行協会が運営する内国為替制度については、これまで1990年の仕向超過額管理制度の導入、1993年の同日決済化などリスク管理制度の強化を図ってきた。
- 本年1月4日、更に以下の点を主要な変更点とする新為替決済制度をスタートした。
 - (a) セントラル・カウンターパーティーを従来の日本銀行から東京銀行協会に変更。
 - (b) 各加盟銀行が自ら設定した仕向超過限度額に対し、100%の担保を求めることに変更するとともに、物的担保だけでなく、差入担保の一部または全部を他の加盟行からの保証により代替可能とする方式を導入（保証行責任方式の導入）。
 - 一 従来は、仕向超過限度額の65%の担保

を差入れ、これを超える部分については加盟銀行の共同責任とする方式。

- (c) 不払銀行が発生した場合でも当日の決済を速やかに完了させるため、流動性供給銀行20行による2兆円の流動性供給スキームを整備。

一 本年1月に公表された「システム的な影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」を念頭に置き、最低限、仕向超過限度額最大行の不払いには対応できるようにスキームを構成。

- 新制度移行後の運営はこれまでのところ極めて順調であり、決済件数、金額とも移行前対比ほぼ横這いで推移している。なお、1月末時点の加盟銀行による差入担保および保証供与の状況をみると、担保価額合計11兆円弱、保証額合計3兆円強の合計約14兆円となっており、加盟銀行の仕向超過限度額合計約12兆円に対し、2兆円程度の余裕を有している。

III. 「証券決済システムのための勧告」に関するCPSS・IOSCO報告書について⁴

4 会合における配布資料は、「『証券決済システムのための勧告』に関するCPSS・IOSCO報告書について」（平成13年2月21日）（日本銀行ホームページ <http://www.boj.or.jp/>）をご参照下さい。

1. 事務局説明

(1) 経緯・概要

- 1999年12月、CPSS（BIS支払・決済システム委員会）とIOSCO（証券監督者国際機構）専門委員会は、証券システムに関する作業部会を共同で設置。証券決済システムの安全性・効率性を一層向上させる観点か

ら、システムの設計・運営・オーバーサイトに関する国際標準の策定に着手した。

- 本勧告は、証券決済に関する制度的な取極めを幅広く対象にしている。内容は、これまで国際標準とされてきたG30勧告（1989年）を踏まえつつ、G30勧告公表後に重要と考えられるようになったシステムのガバナンスやオーバーサイト等をカバーするものとなっている。
- 本勧告を確定するにあたり、CPSS・IOSCOでは原案を公表し、本年1月15日から4月9日まで市中協議を実施中である。

（2）報告書の構成

第2章（公共政策目標）

- ・証券決済システムの安全性と効率性

第3章（勧告）

- ・勧告とその背景、論点、考え方

第4、5章（勧告の実現・評価）

- ・勧告の達成に関する考え方
- ・評価のためのチェックリスト

（3）報告書の内容^注

（注）CPSS・IOSCO報告書「証券決済システムのための勧告」（Recommendations for Securities Settlement Systems）の内容については、BISホームページ <http://www.bis.org/>（原文）、または日本銀行ホームページ <http://www.boj.or.jp/>（日本銀行仮訳）を参照。

2. 出席者からの発言要旨

- 今回の勧告は、大きく動き出しているわが国の証券制度改革とも密接に関わるものである。勧告のなかではセントラル・カウンターパーティーやDVP、決済サイクル、決済のフ

イナリティのタイミングなど重要なものが挙げられている。特にセントラル・カウンターパーティーの意義については、国際的にもその重要性の認識が高まる中で、関係者の理解を深めていく必要がある。

- 今回の勧告には、セントラル・カウンターパーティーに関する項目があるが、これにはマルチラテラルベースのネットィングを推奨するといった意図があるのか。また、これとRTGS（Real Time Gross Settlement、即時グロス決済）との関係はどのように理解すればよいか。
- 欧州を中心にセントラル・カウンターパーティーの利用が増えている一方で、そこへのリスクの集中・増大に対応することが必要との問題意識から、そうした項目が盛り込まれたものである。セントラル・カウンターパーティーを推奨する、しないといったニュアンスをもつものではない。また、RTGSとの関係では、決済日以前にセントラル・カウンターパーティーとの間で取引をネットィング（取引当事者間の債権、債務を当事者とセントラル・カウンターパーティーとの間の関係に置き換え、両者間の債権、債務をネットィング）するものであれば、そのこと自体は、決済日当日における資金・証券の決済方法を規定するものではない。例えば海外では、米国GSCCのように、銘柄毎に証券・資金の取引をネットィングし、それらを決済日当日にRTGSベースでDVP決済している例もある。

◆社会保障審議会、「年金積立金の運用の基本方針」を答申

社会保障審議会（厚生労働大臣の諮問機関）

は、2月27日、平成13年4月から始まる公的年金（厚生年金保険および国民年金）積立金の自主運用の基本方針について、諮問案のとおり了承するとの答申を厚生労働大臣に提出した。同諮問案は、平成12年12月に「年金積立金の運用の基本方針に関する検討会」（厚生大臣主催）がとりまとめた報告書に基づくものである。

◆日本銀行、「金融市場調節方針の変更および公定歩合の引き下げについて」および「『補完貸付制度基本要領』の制定等について」を公表

日本銀行は、2月28日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融市場調節方針と公定歩合を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、「補完貸付制度基本要領」の制定等を決定し、同日、別添2のとおり対外公表を行った。また同会合において、1月19日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを3月5日に公表した。

記

(1) 金融市場調節方針の変更

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.15%前後で推移するよう促す。

(2) 公定歩合の引き下げ

公定歩合を、年0.25%とし、3月1日より実施する。

(別添1)

金融市場調節方針の変更および公定歩合の引き下げについて

平成13年2月28日
日本銀行

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融市場調節方針と公定歩合を以下のとおりとすることを決定した。

(1) 金融市場調節方針の変更（賛成多数）

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.15%前後で推移するよう促す。

(2) 公定歩合の引き下げ（賛成多数）

公定歩合を、年0.25%とし、3月1日より実施する。

2. 日本経済の状況をみると、海外経済の減速や株価下落の影響を受けて、景気回復の動きは一段と鈍化しており、先行きの不透明感も強まっている。この間、物価は弱含みの動きを続けており、今後、需要の弱さを反映した物価低下圧力が再び強まる懸念がある。

3. 今回の措置は、こうした情勢を踏まえ、金融面から景気回復を支援する力をさらに強化するとともに、物価の安定に資することを目的として行うものである。

4. 日本銀行は、日本経済が民間需要主導の自律的な回復軌道に復することを目指して、今

後とも、機動的・弾力的な金融政策運営に努めていく方針である。

5. 日本経済の持続的な回復を確実なものとするためには、金融システム面や経済・産業面での構造改革が不可欠の条件である。日本銀行としては、各方面における構造改革に向けた取り組みが一層速やかに進展することを強く期待している。

(別添2)

「補完貸付制度基本要領」の制定等について

平成13年2月28日

日 本 銀 行

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

このうち、1. については、平成13年2月9日の政策委員会・金融政策決定会合において決定のうへ対外公表を行った「流動性供給方法の改善策および公定歩合の引き下げについて」において示した方針に基づいた措置です。

また、2. から4. までの措置は、「適格担保取扱基本要領」の制定等に関する件（平成12年10月13日決定）において示した方針を踏まえ、政策運営上の意義が薄れている貸出制度を整理することとしたものです。

なお、5. の措置は、1. から3. までの措置の実施等のために講ずるものです。

記

1. 補完貸付制度の新設

- (1) 「補完貸付制度基本要領」（以下「基本要領」という。）を別紙1. のとおり制定すること。
- (2) 基本要領5. (2)ただし書きに規定する上限日数および同9. に規定する特例的取扱いについては、総裁が決定し得ることとする。

2. 輸入決済手形制度の廃止

- (1) 輸入決済手形制度を平成13年6月末限りで廃止すること。
- (2) 輸入決済手形制度に基づき、平成13年6月末までに実行した手形貸付のうち、返済期限が同年7月以降に到来するものの取扱いについては、同年7月以降においても、なお従前の例によること。

3. 商業手形割引の取扱い停止

- (1) 商業手形の割引については、平成13年6月末限りで取扱いを停止すること。
- (2) 平成13年6月末までに実行した商業手形割引のうち、割引いた商業手形の満期日が同年7月以降に到来するものの取扱いについては、同年7月以降においても、なお従前の例によること。

4. 基準外貸付制度の廃止

基準外貸付制度については、本日限りで廃止すること。

5. 「日本銀行組織規程」の一部変更

「日本銀行組織規程」（平成10年3月24日決定）を別紙2. のとおり一部変更すること。

別紙1.

補完貸付制度基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、本行が予め明確に定めた条件に基づき、貸付先からの借入申込みを受けて受動的に実行する貸付けに関する基本的事項を定めるものとする。

2. 貸付先

(1) 貸付先となる条件は以下のとおりとする。

イ、金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および紀伊預金管理銀行を除く。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）または短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）であること

ロ、本行本支店の手形貸付取引先であること

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 貸付先は、この貸付けを受けることを希望し、本行が予め貸付先として承認した先とする。貸付先の承認は、原則として年1回の頻度で更新することとする。

3. 貸付店

(1) 本店（業務局）または支店とする。

(2) 各貸付先は、自らが借入れを行う本行の本支店を予め1か店指定するものとする。

4. 貸付期間

1営業日とする。

5. 貸付利率

(1) 基準貸付利率とする。ただし、1積み期間（準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号）第7条第3項に規定する1月間をいう。以下同じ。）において、この貸付けを実行した営業日数が累計で(2)に定める上限日数を超える貸付先に対しては、当該積み期間において上限日数を超えた日以降に実行する貸付けについて、基準貸付利率に年2.0%を上乗せした利率を適用する。

(2) 上限日数は5営業日とする。ただし、本行が金融調節上必要と認める場合には、当該積み期間の営業日数の2分の1以下の範囲内で、5営業日を超える上限日数を定めることができる。この場合、適宜の方法により、公表するものとする。

6. 貸付金額

貸付先が希望する金額とする。ただし、貸付

金額は、7. の規定により貸付先が本行に対して差入れている担保の担保価額を上回らないものとする。

7. 担保

(1) 適格担保を貸付先から予め差入れさせるものとする。

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)の規定するところによる。

8. 実行方法

(1) 本行は、貸付先からの借入申込みを受けて、受動的に貸付けを実行する。

(2) 貸付けの方式は、手形貸付とする。

9. 特例的取扱い

本行は、金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付金額の制限、貸付けの実行の拒絶等、2.、3.、6. または8. に規定する取扱いと異なる取扱いをすることができる。

(附則)

(1) この基本要領は、平成13年3月16日から実施する。ただし、2. (2) に基づく貸付先の承認は、平成13年3月15日以前から行い得ることとする。

(2) 2. (2) に基づく貸付先の承認の初回

の更新は、平成13年8月を目処に行うものとする。

(3) 7. (1) の規定にかかわらず、この貸付けのために貸付先から差入れさせる担保は、当分の間、本行が事務取扱いの観点から適当と認めるものに限るものとする。

別紙2.

「日本銀行組織規程」中一部変更

○第13条第一号を横線のとおり改める。

一 金融市場調節の実施内容の決定 (他の所掌に属するものを除く。)

○第16条第三号を横線のとおり改める。

三 信用秩序の維持に資することを目的として行う手形の割引及び資金の貸付けの実施に係る具体的事項の決定及びこれに関連する事項に関する事務

(附則)

(1) この変更は、平成13年2月28日から実施する。

(2) (1) にかかわらず、金融市場局は、平成13年9月末まで、商業手形の割引及び輸入決済手形制度貸付の実施に係る具体的事項の決定及びこれに関連する事項に関する事務をつかさどるものとする。

◆現行金利一覽

(13年3月14日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	() 内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率) *	0.25	13. 3. 1	(0.35)
短期プライムレート	1.500	12. 8. 24	(1.375)
長期プライムレート	1.90	13. 3. 9	(2.05)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本政策投資銀行	1.90	13. 3. 9	(2.05)
・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫	1.90	13. 3. 9	(2.05)
・住宅金融公庫	2.55	13. 1. 22	(2.70)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	0.70	13. 3. 14	(0.90)
(期間5年~7年)	1.00	13. 3. 14	(1.20)
(期間7年以上)	1.60	13. 3. 14	(1.80)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

* 13年1月4日より、「商業手形割引率ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」と「その他のものを担保とする貸付利率」との区別を廃止して、「基準割引率および基準貸付利率」として一本化し、その率を「商業手形割引率ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」の率とすることとなった。本件については、『適格担保取扱基本要領』の制定等についてを参照 (『日本銀行調査月報』2000年12月号「経済要録」、日本銀行ホームページ <<http://www.boj.or.jp/>> に掲載)。

◆公社債発行条件

(13年3月14日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<3月債> <u>1.329</u>	<2月債> 1.416
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.5
	発行価格 (円)	<u>100.62</u>	100.73
政府短期証券	応募者利回り (%)	(13年3月12日発行分~) <u>0.126</u>	(13年3月5日発行分~) <u>0.213</u>
	発行価格 (円)	<u>99.968</u>	99.946
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<3月債> <u>1.457</u>	<2月債> 1.600
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.6
	発行価格 (円)	<u>99.50</u>	100.00
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<3月債> <u>1.474</u>	<2月債> 1.611
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.6
	発行価格 (円)	<u>99.35</u>	99.90
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<3月債> <u>1.000</u>	<2月債> 1.150
	表面利率 (%)	<u>1.00</u>	1.15
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<3月後半債> <u>0.180</u>	<3月前半債> <u>0.250</u>
	同税引後 (%)	<u>0.150</u>	<u>0.210</u>
	割引率 (%)	<u>0.17</u>	<u>0.24</u>
	発行価格 (円)	<u>99.82</u>	<u>99.75</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。